

広島県告示第五百九十一号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定によって、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設から次のとおり変更の届出があった。

令和七年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 養成施設の名称及び所在地

1 養成施設の名称

広島工業大学環境学部食健康科学科

2 所在地

広島県広島市佐伯区三宅二丁目一―一

二 変更事項及び内容

1 変更事項

養成施設の名称

2 変更内容

変 更 後	変 更 前
広島工業大学環境学部食健康科学科	広島工業大学生命学部食品生命科学科

三 変更年月日

令和七年四月一日